

# 千葉県報

定例  
令和5年3月14日

## 主要目次

○	令和四年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領	一
○	生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退	一
○	生活保護法等に基づく指定施術者の氏名の変更	二
○	生活保護法等に基づく指定施術者の施術所の名称の変更	二
○	生活保護法等に基づく指定施術者の施術所の名称及び所在地の変更	二
○	生活保護法等に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更	二
○	令和五年度国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる係数	三
○	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	三
○	農業振興地域の区域の変更	四
○	漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間(二件)	四
○	令和四年度千葉県告示第二百三十一号の一部を改正する告示	五
○	都市計画区域区分の変更	五
○	都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	六
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	六
○	都市計画区域区分の関係図書の縦覧	七
○	都市計画用途地域の関係図書の縦覧	七
○	都市計画高度地区の関係図書の縦覧	七
○	都市計画土地地区画整理促進区域の関係図書の縦覧	七
○	都市計画土地地区画整理事業の関係図書の縦覧	七
○	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	七
○	都市計画公園の関係図書の縦覧	七
○	都市計画下水道の関係図書の縦覧	七

## 告示

## 示

**千葉県告示第九十三号**  
 令和四年度十二月定例県議会の議決を経た令和四年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、別冊のとおりである。  
 令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十一条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。の規定により、次の指定医療機関は指定医療機関の指定を辞退した。

令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	所	在	地	辞退の効力発生年月日
医療法人社団誠恵会	伊	市原市姉崎二、一〇二			令和四年十月二十二日
嶋整形外科		山武市成東七四四の一			令和四年十一月一日
京葉内科クリニック		浦安市舞浜一の四			令和五年一月二十日
医療法人香裕会	舞浜	浦安市舞浜一の四			令和五年一月二十日
マーメイド歯科		野田市春日町二五の三二			令和五年一月三十一日
みつばち薬局		野田市春日町二五の三二			令和五年一月三十一日
医療法人社団良友会	ひ	八街市榎戸六五六の四			令和五年三月三十一日
きたクリニック					

### 千葉県告示第九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。の規定により、指定施術者の氏名の変更について次のとおり届出があった。

令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	変更前	変更後	施設名	住所	所在地	変更年月日
野呂知世	平野知世	てあて在宅マツサージ	松戸市常盤平陣屋前四の一七			令和四年五月一日

馬橋はり・きゅう院	松戸市馬橋一、八九八	〃
-----------	------------	---

千葉県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において読み替えて用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術者の施術所の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	施 術 所	変更後		変更年月日
		変更前	変更後	
渡邊真吾	プレス訪問 マッサージ流山	プレス訪問 e治療院流山	流山市南流山一の一 四の一	令和四年十月一日
手塚淳子	プレス訪問 マッサージ流山	Mass Age e治療院流山	流山市南流山一の一 四の一	〃

千葉県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において読み替えて用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術者の施術所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	施 術 所	変更後		変更年月日
		変更前	変更後	
安永真司	北松戸カナリア整骨院	松戸市北松戸二の七の六	松戸市上本郷三、一九六	令和四年八月一日
藤島敬二	藤島敬二	勝浦市市野川一、三三三	茂原市上永吉一、〇四一	令和四年八月五日

千葉県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において読み替えて用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術者の施術所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	施 術 所	変更前	変更後	変更年月日
芝崎直之	うららライ フサポート	大網白里市 経田七〇の七	茂原市真名 三二六の一	令和四年三月一日
坂本祥子	KEIRO W江戸川篠崎ステーション	東京都江戸川区篠崎町七の二九の四	埼玉県三郷市早稲田二の三〇の八	令和四年五月二十六日
瀬戸直樹	篠崎あさひ る整骨院	東京都江戸川区篠崎町七の二四の六	東京都江戸川区中葛西五の一九の一七	令和四年九月一日
大塚博之	訪問マッ サージはま ゆう	柏市しいの木台四の二五の二六	白井市南山三の九の五	〃
長澤修	プレス訪問 マッサージ 幕張	千葉県美浜区浜田二の一四の一	千葉県花見川区浪花町一一の一五	令和四年十月一日
検見川	Mass Age e治療院	〃	〃	〃

千葉県告示第九十九号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第九
条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項及び第六項
の規定により、令和五年度分の国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる医療費指数
反映係数その他の係数を次のように定める。

令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

係数の種類	係数の数値
医療費指数反映係数	一
一般納付金所得係数	一・一二六一一六五六九二四四四
一般納付金基礎額調整係数	一・〇九〇三七七五九二七六四二
後期高齢者支援金等納付金所得係数	一・一一三四三七七六五三〇七六
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九九三九九九
介護納付金納付金所得係数	一・〇七二七〇〇〇二五一一三六三
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九九八三九五二

千葉県告示第百号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害
物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ
ならない区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十
八条第五項第十号に該当する区域である。

令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 香取郡神崎町松崎字屋敷添七番二、七番二地先、九番一の一、九
番一の一、九番一三の一、九番一三三の一、九番一四の一、九番一五の一、九
番一六の一、九番一七、九番一八、九番一九、九番二〇、九番二一、九番二二、九番
二二地先、一〇番の一、一一番一、一一番一地先、一一番二の一、一三番の一、一
三番地先、一七番の一、一八番の一、一八番地先、一九番の一、一九番二の
一、一九番四の一、一九番四地先、一九番五の一、一九番六の一、一九番七の
一、一九番八の一、一九番八地先、一九番九の一、一九番一〇の一、二五番三
の一、二五番四地先、三〇番一、三〇番三、三〇番三地先、三〇番四の一、三〇番
五の一、三〇番五地先、三一番一、三一番二、三一番二地先、三一番三、三一番四の
一、三一番五の一、三一番五地先、三一番六及び三五番二地先、字溝前通九五番

- 二、九五番三、九六番二の一、九六番三、九七番二の一、九七番三、九八番二の一
部、九八番三、九九番三の一、九九番四の一、九九番五、九九番六、一〇〇番二の
一部、一〇〇番三、一〇一番二の一、一〇一番二地先、一〇一番三の一、一〇一番
三地先、一〇一番四の一、一〇一番五、一〇一番五の一、一〇一番五地先、一一〇番の
一部、一一〇番地先、一一一番の一、一一一番地先、一一二番の一、一一二番地
先、一一三番の一、一一三番地先、一一四番二の一、一一四番三、一一四番三地
先、一一五番地先、一一六番二、一一六番二地先、一一七番二、一一七番二地先、一
七番三、一一七番三地先、一一八番二の一、一一八番三、一一九番一、一一九番二の
一部、一二〇番一、一二〇番二の一、一二一番の一、一二一番地先、一二七番二
の一部、一二六番一、一二六番一地先、一二六番二の一、一二六番二地先、一二七番二
の一部、一二七番二地先、一二七番三、一二七番三地先、一二八番一、一二八番一
地先、一二八番二、一二八番二地先、一二八番三の一、一二八番四の一、一二九番
一、一二九番一地先、一二九番二の一、一二九番二地先、一二九番三、一二九番三
地先、一二九番四の一、一二九番五の一、一三〇番の一、一三〇番地先、一三一番
一の一部、一三一番一地先、一三一番二の一、一三一番二地先、一三二番一、一三二
番一地先、一三二番二の一、一三二番二地先、一三三番二の一、一三三番二地先、
一三三番三、一三三番三地先、一三四番三、一三四番三地先、一三四番四、一三四番
四地先、一三四
番五、一三四番五地先、一三四番六、一三四番六地先、一四三番一、一四三番二、
一四三番二地先、一四四番二、一四四番二地先、一四五番二、一四五番二地先、一四
六番二、一四六番二地先、一四七番二、一四七番二地先、一四八番二、一四八番二
地先、一四九番一、一四九番一及び一四九番三地先、字溝前通一九二番三の一、一九
二番四、一九三番一、一九三番一地先、一九三番二、一九三番二地先、一九三番三
地先、一九四番二の一、一九四番二地先、一九五番二、一九五番二地先、一九七番
一の一部、一九七番二の一、一九七番二地先、一九七番三の一、一九七番三地先、一
九八番の一、一九八番地先、一九九番の一、一九九番地先、二〇〇番の一、二〇〇
番地先、二〇一番の一、二〇一番地先、二〇六番一、二〇六番一地先、二〇六番
二地先、二〇六番三、二〇六番三地先、二〇七番五の一、二〇七番六の一、二〇
七番七の一、二〇七番八の一、二〇七番九、二〇七番一〇、二〇七番一一、二〇七
番一二、二〇八番二の一、二〇八番三、二〇九番二、二〇九番三、二一〇番二、二一
〇番三、二一一番二、二一一番三及び二一二番二並びに字下利根川通七九七番三の
一、七九七番四、七九八番二、七九八番三、七九九番二、七九九番三、八〇〇番二、八
〇〇番三、八〇一番二、八〇一番三、八〇二番二、八〇六番三の一、八〇七番二の
一、八〇七番三の一、八〇九番一、八〇九番一地先、八一一番一、八一一番二の一、八
一番一の一部、八一番二の一、八一二番一、八一二番二の一、八一三番一、八一
三番二の一、八一四番一、八一四番二の一、八一五番一、八一五番二の一、八一
五番三の一、八一五番四の一、八一五番四地先、八一五番六の一、八一

五番七の一部、八一五番八の一部、八一五番九の一部、八一五番一〇の一部、八一六番一の一部、八一七番一の一部、八一七番二の一部、八一七番三の一部、八一八番二の一部、八一八番三、八一九番二の一部、八二〇番二の一部、八二一番二の一部、八二二番二の一部、八二三番二の一部、八二四番二の一部、八二五番二の一部、八二五番三、八二六番二の一部、八二六番三、八二七番二の一部、八二七番三、八二八番一、八二八番二の一部、八二九番一、八二九番二の一部、八二九番二地先、八三〇番二の一部、八三一番三の一部、八三一番一〇の一部、八三一番一〇の一部、八四二番一の一部、八四三番二、八五一番、八五二番、八五三番及び八五四番の一部(別図のとおり)

二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

**千葉県告示第百一号**  
 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。  
 令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

習志野地域

変更前の区域	変更後の区域
平成二十九年千葉県告示第六百三十一号(農業振興地域の区域の変更)変更後の区域の欄に掲げる区域	上欄に掲げる区域から次の図の斜線部分の区域を除いた区域(「次の図」は省略し、その関係図書は、千葉県農林水産部農地・農村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

**千葉県告示第百二号**

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一条第二項の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。  
 令和五年三月十四日

一 制限措置の内容

1 漁業種類  
 手繰第三種漁業

千葉県知事 熊谷 俊人

2 船舶の総トン数  
 十五トン未満

3 推進機関の馬力数  
 八十キロワット(二十五馬力)以下

(なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年農林水産省令第百五十三号)による改正前の漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)附録第一(同附録の表の備考の規定を除く。)の規定により算出したものとする。)

4 漁業時期  
 周年

5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
共同漁業権共第二号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域	共同漁業権共第二号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	一隻
共同漁業権共第三号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域	共同漁業権共第三号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	五隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
 令和五年三月十五日から四月十四日まで

**千葉県告示第百三号**

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一条第二項の規定により、機船船びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。  
 令和五年三月十四日

一 制限措置の内容

千葉県知事 熊谷 俊人

<p>二 共同漁業権共第三百一十一号(昭和三十八年九月一日免許)の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界付近の点(北緯三十五度四十三分九秒東経百四十度五十二分十秒の点)</p>	<p>一 共同漁業権共第五十九号及び第六十号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域並びに共同漁業権共第六十一号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域のうち銚子市三崎町銚子市衛生センター排水口百四十三度五十分(真方位による。以下同じ。)の線以西の海域</p>	<p>漁業種類 しらうお船びき網漁業</p> <p>船舶の総トン数 五トン以下</p> <p>推進機関の馬力数 総トン数四トン未満の船舶にあつては三百三十キロワット(七十馬力)以下、総トン数四トン以上五トン以下の船舶にあつては四百五十キロワット(九十馬力)以下。ただし、動力漁船の性能の基準(昭和五十七年農林水産省告示第九十一号)第四項の規定による農林水産大臣の特別承認を受けている船舶については、この限りでない。</p> <p>(なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年農林水産省令第五十三号)による改正前の漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)附録第一(同附録の表の備考の規定を除く。)の規定により算出したものとする。)</p> <p>4 操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数</p>	<p>この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者</p> <p>この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者(一の項)</p> <p>許可又は起業の認可をすべき船舶等の数</p> <p>九隻</p> <p>三十隻</p>
--	--	---	---

<p>一 都市計画の種類及び名称 習志野都市計画区域区分</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>千葉県告示第百五号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、習志野都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和五年三月十四日</p>	<p>千葉県告示第百四号 令和四年千葉県告示第二百三十一号(知事管理漁獲可能量)の一部を次のように改正する。 令和五年三月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 1中「八三・〇トン」を「八四・四トン」に改め、一2の表四の項中「七・七トン」を「八・〇トン」に改め、同表八の項中「二七・二トン」を「二七・七トン」に改め、同表十二の項中「一一・四トン」を「一一・七トン」に改め、同表十三の項中「一八・五トン」を「一八・八トン」に改める。 二1中「六一・七トン」を「六一・八トン」に改め、二2の表四の項中「四二・〇トン」を「四三・四トン」に改め、同表五の項中「四・八トン」を「三・五トン」に改める。</p> <p>二 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和五年三月十五日から四月十四日まで</p> <p>百十度の線から同市春日町と同市西小川町との境界付近に設置した標柱(漁業権基点北十六号)百七十三度五十分の線に至る間の海域、共同漁業権共第六十一号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域並びに共同漁業権共第五十九号及び第六十号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域のうち旭市三川目那川河口中心点百七十九度五十分の線以東の海域</p> <p>までの の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者を除く。)</p>
--	---	--

二 都市計画を定める土地の区域  
習志野市鷺沼三丁目、鷺沼四丁目、鷺沼五丁目、鷺沼台三丁目及び鷺沼台四丁目の各一部の区域

千葉県告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、野田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
野田市

二 都市計画事業の種類及び名称  
野田都市計画下水道事業野田市第一号公共下水道

三 事業施行期間  
昭和四十八年十一月九日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 昭和四十八年千葉県告示第八百五十二号、昭和五十三年千葉県告示第二百号、昭和五十六年千葉県告示第五百二十六号、昭和六十年千葉県告示第二百二十八号、昭和六十一年千葉県告示第九十三号、昭和六十二年千葉県告示第五百六十五号、平成元年千葉県告示第七百三十号、平成元年千葉県告示第七百五十五号、平成二年千葉県告示第四百三十六号、平成四年千葉県告示第五百五十八号、平成四年千葉県告示第二百三十二号、平成六年千葉県告示第六百三十号、平成七年千葉県告示第四百十五号、平成七年千葉県告示第九百四十七号、平成八年千葉県告示第四百十一号、平成九年千葉県告示第十五号、平成十年千葉県告示第三十四号、平成十二年千葉県告示第六百五号、平成十二年千葉県告示第八百九十四号、平成十四年千葉県告示第五百七十八号、平成十四年千葉県告示第六百三十八号、平成十五年千葉県告示第五百二十号、平成十七年千葉県告示第八百九十四号、平成二十年千葉県告示第九十一号、平成二十一年千葉県告示第二百号、平成二十三年千葉県告示第二百七十号、平成二十五年千葉県告示第五百九十五号、平成三十年千葉県告示第四百号及び平成三十一年千葉県告示第九十七号の事業地に(一)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(二)に掲げる地内において事業地を変更する。

(一) 野田市清水字沼端及び山崎字中地の各一部の区域  
(二) 野田市清水字岩名作、字馬作、字真木ノ地及び字宮前、中野台字沼付

公 告

並びに山崎字上宿、字北中地、字宿、字宿里、字北新田、字北中地及び字殿山内

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。  
その届出及び添付書類は、令和五年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヤオコー松戸上本郷店

松戸市上本郷字二丁目四、〇〇五番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目一〇番地一

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人ほか

埼玉県川越市新宿町一丁目一〇番地一ほか

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年十一月一日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、八一八平方メートル

5 駐車場の収容台数

一六七台

6 駐車場の収容台数

一一七台

7 荷さばき施設の面積

二八〇平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量



水道の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局下水道課において縦覧に供する。  
 令和五年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 七八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県  
 購読申込先 〇四三（二二三）二六五八